

お客様各位

2022 年 7 月 15 日
宮古新電力株式会社

新型コロナウイルス感染拡大に伴うお客さまに対する電気料金の特別措置について

このたびの新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げると共に、罹患された方々や事業活動に影響を受けられている方々に心よりお見舞い申し上げます。

弊社は、新型コロナウイルスの影響により、一時的に電気料金のお支払いが困難となるお客さまに対し、引き続き、以下のとおり、特別措置を講じることと致しましたのでお知らせ致します。

記

<特別措置の対象となるお客さま>

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度※1の貸付がなされており、かつ、一時的に電気料金の支払いが困難なお客さま及び休業・失業等により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さま

※1 各都道府県社会福祉協議会が、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活費の貸付けが必要な世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う制度

<特別措置の内容>

2020 年 2 月※2～2022 年 3 月検針分の電気料金の支払期限を各々 5 か月間延長いたします。※3

2022 年 4 月検針分の電気料金の支払期限を 4 か月間延長いたします。※3

2022 年 5 月検針分の電気料金の支払期限を 3 か月間延長いたします。※3

2022 年 6 月検針分の電気料金の支払期限を 2 か月間延長いたします。※3

2022 年 7 月検針分の電気料金の支払期限を 1 か月間延長いたします。※3 ※4

※2 支払期限日が緊急小口資金・総合支援資金の受付開始日（2020 年 3 月 25 日）以降のものに限ります。

※3 ただし延長した支払期限日を経過しても支払われない場合は、延長した支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じた延滞利息（年 10%）（1 日あたり 0.0274%）を申し受ける場合があります。

※4 2022 年 7 月検針分とは、2022 年 6 月分電気料金（7 月請求書発行分）のことをいいます。

<特別措置のお申し出先>

特別措置の適用をご希望されるお客さまは、弊社の下記窓口までご連絡ください。

宮古新電力株式会社

新型コロナウイルス特別措置担当

平日 9 時 ～17 時 TEL 03-6738-3244

メール : va11029-ml@ntt-ae.co.jp